

長水下建号外
令和 7 年 9 月 10 日

関係事業者 各位

長崎市上下水道事業管理者

下水道ウォーターPPP 導入可能性調査における民間市場調査
(マーケットサウンディング) の説明会及び現場説明会の開催について (お知らせ)

平素より長崎市下水道事業の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

長崎市は、国の「PPP/PFI 推進アクションプラン」等を踏まえ、令和 7 年度に「長崎市下水道施設等へのウォーターPPP 導入可能性調査業務」を実施しています。

そこで、ウォーターPPP のうち、管理・更新一体マネジメント方式 (レベル 3.5) の導入検討を進める上で、民間事業者の関心の把握、懸念点の把握、事業スキームの検討へ反映することを目的に、令和 6 年度の国土交通省のモデル都市における事前検討業務の結果を踏まえ、民間市場調査 (マーケットサウンディング) として、アンケート調査を実施します。

つきましては、長崎市下水道事業における官民連携に関心がある事業者の方を対象として、この民間市場調査 (マーケットサウンディング) の①説明会及び②現場説明会を下記のとおり開催します。参加希望される方は、先着順に事前申請が必要ですので、10 月 10 日 (金) までに、長崎市電子申請サービスにて参加申し込みをお願いします。

記

① 説明会

- 1 日時 令和 7 年 10 月 30 日 (木) 9 時 30 分～12 時 00 分
9 時～ 受付開始、
説明会終了後、希望者を対象に参加者間による名刺交換を行う時間を設けます
- 2 会場 長崎市役所 7 階大会議室 (長崎市魚の町 4-1) 約 200 名収容
- 3 内容
(1) 民間市場調査 (マーケットサウンディング) 実施要領、アンケート調査、参考資料について
(2) その他、下水道ウォーターPPP について
- 4 説明会に関する注意事項
(1) 会場の都合上、参加は 1 企業 2 名まででお願いします。

- (2) 会場の 7 階大会議室は定員約 200 名で、会場の都合上、先着順とします。
- (3) 市役所地下有料駐車場は台数が限られます。公共交通機関または近くの有料駐車場をご利用し、時間に余裕をもつてご来場ください。
- (4) 説明会は現地のみの開催です。説明会は Web での開催は行いません。
- (5) 説明会の録音及び動画撮影はご遠慮ください。
- (6) 名刺をご持参いただき、7 階大会議室受付の際にご提出いただく予定です。
- (7) 記録ため説明会の状況を撮影し、後日長崎市ホームページで公表する場合があります。企業名がわからないように配慮します。

②現場見学会

- 1 日時 令和 7 年 10 月 30 日（木）14 時 00 分～17 時 00 分
- 2 会 場 西部下水処理場（長崎市神ノ島町 1 丁目 367 番地 11）
14 時 現地集合 14 時～15 時 西部下水処理場の現場見学会
南部下水処理場（長崎市戸町 5 丁目 985 番地）
16 時 現地集合 16 時～17 時 南部下水処理場の現場見学会

3 内容

- (1) 西部下水処理場及び南部下水処理場の概要について
- (2) その他、西部下水処理場における ICT を活用した遠方監視について

4 現場見学会に関する注意事項

- (1) 会場の都合上、参加は 1 企業 2 名まででお願いします。
- (2) 会場の下水処理場の都合上、先着順とします。
- (3) 参加される方は、別途資料「現場見学会案内図」をご確認ください。
- (4) 西部下水処理場及び南部下水処理場の駐車場は敷地内に駐車し無料です。
駐車は係員の指示に従って駐車してください。
- (5) 西部下水処理場も南部下水処理場も管理棟の前で受付をしてください。
- (6) 現場見学会の資料は、①説明会の資料と同様です。説明会の資料（実施要領、アンケート調査、参考資料）は、後日 10 月 30 日の現場見学会前に長崎市ホームページで公表します。会場で配布はありませんので、各自印刷してご持参ください。
- (7) 下水処理場内の事故について市は責任を負うことができません。
- (8) 下水処理場の見学のため、各自ヘルメットを持参してください。

①説明会及び②現場見学会に共通する注意事項

- (1) 長崎市下水道における官民連携に関心がある事業者の方を対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ア．地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により競争入札への参加を排除されている者
- イ．会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ウ．市町村税（特別区にあっては都税）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

- （2）会場の都合上、参加は 1 企業 2 名まででお願いします。
- （3）定員約 200 名で、先着順とします。
- （4）参加申し込みは、この長崎市電子申請サービスからお願いします。
- （5）説明会の資料（実施要領、アンケート調査、参考資料）は、後日 10 月 30 日の説明会前に長崎市ホームページで公表します。会場で資料の配布はありませんので、各自印刷してご持参ください。
- （6）説明会及び現場見学会にご参加いただけてなくても、アンケート調査にご回答いただくことは可能です。

5 参加申込締切 令和 7 年 10 月 10 日（金）17 時まで

6 参加申し込み **①説明会、②現場説明会**は共通の申込フォームです。
次の長崎市電子申請サービスから参加申込をお願いします。

https://test.e-tumo.jp/city-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4517

7 お問い合わせ先 上下水道局 下水道建設課 主幹 宮崎哲也

下水道施設課 施設管理係長 田中琢磨

電話 095-829-1181（下水道建設課直通）

メールアドレス gesuido_water-ppp@city.nagasaki.lg.jp